## 熊本県博物館ネットワークセンター紀要要項

(趣旨)

第1条 この要項は、熊本県博物館ネットワークセンター(以下「センター」という。) 及び熊本県内の博物館等施設における研究や成果を発表する研究誌「熊本県博物館ネットワークセンター紀要」(英名: Bulletin of the Kumamoto Prefecture Museum Network Center)(以下「紀要」という。)について必要な事項を定めるものとする。

(発行)

第2条 紀要は、原則として年1回発行する。ただし、第3条で定める編集委員会が必要と認めた場合は、この限りではない。

(編集)

- 第3条 紀要は、編集委員会(以下「委員会」という。)の下で編集する。
- 2 委員会は、民俗、歴史、地学、植物、動物の各分野のセンター職員各1名によって 構成する。
- 3 委員会に委員長を置き、委員長はセンター所長を充てる。編集委員は所長が任命する。

(原稿の投稿資格)

- 第4条 紀要に原稿を投稿できる者は、以下のとおりとする。
  - (1) センター職員
  - (2) 熊本県内の博物館等施設の職員
  - (3) 熊本県内の博物館等施設の支援団体等で、当該施設が適当と認めた者
  - (4) その他委員会が適当と認めた者

(原稿の種類)

- 第5条 原稿は、熊本県内を中心とする自然や文化、博物館活動に関する分野の学術研究(原著論文)、短報、調査報告、資料紹介、解説、雑録等とする。
- 2 原稿は、原則として未発表のものとし、著作権法(昭和45年法律第48号)等の 法令違反の無いものとする。

(原稿の構成)

第6条 原稿の構成は、原則として20頁以内(刷り上がり1頁で1,470字相当)とする。また、縦書きの論文の場合も刷り上がり20頁以内とする。

(原稿の提出)

第7条 原稿は完全原稿とし、打ち出し原稿とデジタル原稿を同時に委員会に提出する。 2 提出された原稿は返却しない。

(原稿締切)

第8条 原稿の締め切りは、発行予定日の3か月前とし、委員会で掲載の可否について 決定した後、投稿者にその採否を通知する。 (校正)

第9条 校正は、投稿者の責任において行い、初校までとする。校正に際して原文の変 更又は追加は認めない。

(執筆者への提供)

- 第10条 掲載原稿の投稿者に対しては、紀要3部とPDFデータを無料で提供する。 (著作権)
- 第11条 掲載原稿に係るすべての著作権は、投稿者に帰属する。ただし、掲載原稿は 当センターの活動等で使用できるものとする。

(雑則)

第12条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この要項は、令和5年(2023年)11月6日から施行する。